十八　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
十九～三十一　（略）
（企画課の所掌事務）
第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）
七　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。
八～十九　（略）
（物流施設対策官の職務）
第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
一～四　（略）
五　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
六～八　（略）
（所掌事務）
第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一～四　（略）
五　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
六～四十二　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。
2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十一　（略）
十二　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
十三～四十三
3～8　（略）
（海事技術専門官）
第百二十七条　（略）
2　（略）
3　函館運輸支局、室蘭運輸支局、東京運輸支局、静岡運輸支局、和歌山運輸支局、岡山運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局及び鹿児島運輸支局における、第百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号に掲げる事務（検査の執行に関するものを除く。）に関しては、同項の規定にかかわらず、海事技術専門官がつかさどる。
4～7　（略）

（新設）
十八～三十　（略）
（企画課の所掌事務）
第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）
（新設）
七～十八　（略）
（物流施設対策官の職務）
第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
一～四　（略）
（新設）
五～七　（略）
（所掌事務）
第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一～四　（略）
（新設）
五～四十一　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。
2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十一　（略）
（新設）
十二～四十二
3～8　（略）
（海事技術専門官）
第百二十七条　（略）
2　（略）
3　函館運輸支局、室蘭運輸支局、東京運輸支局、静岡運輸支局、和歌山運輸支局、岡山運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局及び鹿児島運輸支局における、第百二十五条第二項第三十四号及び第四十号に掲げる事務（検査の執行に関するものを除く。）に関しては、同項の規定にかかわらず、海事技術専門官がつかさどる。
4～7　（略）